

第36号議案

文京区立幼稚園における長時間保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月28日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一



文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例の一部を改正する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「いう。」の下に「の額」を加え、「文京区保育所における保育に関する条例（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）第五条第一項から第四項までの規定により得られた額」を「零」に改める。

第七条中「文京区保育所における保育に関する条例」の下に「（昭和六十二年三月文京区条例第十一号）」を加える。

第八条の見出し中「保育料等」を「延長保育利用料」に改め、同条中「保育料及び」及び「（以下「保育料等」という。）」を削る。

第九条中「保育料等」を「保育料若しくは延長保育利用料」に、「その」を「延長保育利用料の」に改める。  
第十条を削り、第十一条を第十条とする。

#### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（以下「新条例」という。）  
第六条の規定は、令和元年十月以後の月分の保育料について適用し、同年九月以前の月分の保育料については、  
なお従前の例による。

3 令和元年九月以前の月分の保育料の還付については、新条例第八条の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。

4 令和元年九月以前の月分の保育料の減額については、この条例による改正前の文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例第十条の規定は、なおその効力を有する。

(説明)

幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、利用者負担に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。